

聖籠農業振興地域整備計画書

令和7年2月

新潟県北蒲原郡聖籠町

第1	農用地利用計画	-----	1
1	土地利用区分の方向	-----	1
	(1) 土地利用の方向	-----	1
	ア 土地利用の構想	-----	1
	イ 農用地区域の設定方針	-----	3
	(2) 農業上の土地利用の方向	-----	3
	ア 農用地等利用の方針	-----	3
	イ 用途区分の構想	-----	4
2	農用地利用計画	-----	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	-----	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	-----	5
2	農業生産基盤整備開発計画	-----	6
第3	農用地等の保全計画	-----	7
1	農用地等の保全の方向	-----	7
2	農用地等保全整備計画	-----	7
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	-----	7
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	-----	7
	(1) 中核的に担い手農家の農業経営の目標	-----	7
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	-----	9
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	-----	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	10
第5	農業近代化施設の整備計画	-----	11
1	農業近代化施設の整備の方向	-----	11
2	農業近代化施設整備計画	-----	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	12
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	-----	13
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	-----	13
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	-----	13
3	農業を担うべき者のための支援の活動	-----	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	13
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	-----	14
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	-----	14
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	-----	14

3	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	15
第8	生活環境施設の整備計画	-----	15
1	生活環境施設の整備目標	-----	15
2	生活環境施設整備計画	-----	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	-----	15
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	-----	15
第9	付図	-----	別添
1、	土地利用計画図	(付図1号)	
2、	農業生産基盤整備開発計画図	(付図2号)	
3、	農業近代化施設整備計画図	(付図3号)	
4、	農用地等保全計画図	(付図4号)	
別記	農用地利用計画	-----	17
(1)	農用地区域	-----	17
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	-----	17
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	-----	37
(2)	用途区分	-----	38

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、新潟県の北部、北蒲原郡内にあり、東経139度16分、北緯37度57分に位置し、東及び南は新発田市に、西は新潟市に隣接し、北は日本海に面しており、広ぼうは東西に8.1km、南北に9.5km、面積は37.99km²を有し全域が都市計画区域に指定されている。地形的には加治川と新発田川に囲まれた沖積層からなり、一部海岸線に沿って東西に帯状の砂丘丘陵が形成されているが、全般的には平坦地であり従来からの基幹産業である農業と、東港工業地帯を中心とした工業が調和を図りつつ発展している。

気候は、夏暑く、冬寒い日本海型の気候に属し、年間の平均気温12.3度、年間降水量2,544mmで冬期の積雪は比較的少ない。

人口は、昭和60年より横這い状態が続き、平成2年では12,290人、2,858世帯であったが、近年の新潟東港工業地帯の活況による若者の定住化や住宅団地造成等の人口増加策により平成12年では13,313人、3,438世帯に増加した。役場を中心とする町民会館周辺において宅地化が進んでいる。今後は新潟東港工業地帯での企業立地の増加や大規模小売店店舗の出店、民間事業者等による宅地開発にともない、総合計画基本構想では住宅団地の造成や居住環境の整備による社会増を図ることとし、本町の平成22年度目標人口を18,000人としている。

産業振興面については、新潟東港工業地帯開発の進展により順調に企業立地が進み、電気、石油、ガス供給業、食品製造、木材関連、運輸、建設、鉄鋼、電子産業等110社を超える企業進出と6,000人余りの就労規模を抱えるに至っており、更に新潟東港のコンテナ貨物の伸びが続き、運輸、倉庫業が年々増え続け東港工業地帯を核として有機的な連携による地元企業の振興が図られている。

農業振興は、水稻を基幹産業として畑作、果樹、施設園芸等を取り入れた複合経営を主体としてきたが、近年は観光農園や直売所による消費者との直接販売が好況であり、今後は生産の効率化、流通系統等の改善を図り果樹振興を推進する。また、土地基盤整備については、県営ほ場整備事業県営かんがい排水対策事業、県営農道整備事業を実施してきたが、今後認定農業者等の経営体への農地集積と低コスト農業実現のためほ場の団地化を図り、将来を担う農業者と組織の育

成を積極的に支援する。

土地利用の状況は、新潟東港工業地帯開発と急速な高速交通体系の整備により産業形態が変貌し周辺地域における開発が進められ、商工業用地、住宅用地等の土地需要も旺盛となっている。

このような背景から第3次聖籠町総合計画では「緑・ふれあい・夢づくり～町民参加で豊かさの実現～」を町づくりの基本理念とし、町の将来像として「快適な生活空間の創造」、「安全で安心できる暮らしの実現」、「活力・魅力あふれる産業づくり」、「個性豊かな人・ふるさとづくり」、「開かれた行財政の推進」の5項目を掲げ、各種施策との調和を図り、秩序ある土地利用を図りながら東港開発、住居地域、商業核の形成と農業・農村の維持を並行して進めている。

今後は、役場周辺の市街化形成と東港工業地帯就労者や農家の担い手住宅等の住宅用地、更に商業集積用地などの計画が検討されており、また、新潟東港背後地並びに日本海東北自動車道の機能補完、充実が図られるよう周辺土地利用について対策を講じる必要がある。併せて、JAP ANサッカーカレッジの開校に係る学生の増加による地域の活性化や、新潟東港工業地帯企業の社員の定住化を図ること、又、立地企業の進出増に向けた対策を講じること等により、現況農用地の減少は不可避と見込まれている。

単位：h a、%

区分	農 用 地		農 業 用 地 農 施 設 用 地		森 林 原 野		住 宅 地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (H14)	1,740	64.0	2	0.1	327	12.0	363	13.4
目 標 (H19)	1,739	64.0	2	0.1	327	12.0	385	14.2
増 減	△ 1	—	0	—	0	—	22	—

区分	工 場 用 地		そ の 他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (H14)	—	—	285	10.5	2,717	100
目 標 (H19)	—	—	264	9.7	2,717	100
増 減	—	—	△ 21	—	0	—

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1, 740 ha のうち、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地約 1, 161 ha について農用地区域を設定する方針である。

a、次に掲げる地域、地区および施設等の整備にかかる農用地

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
(A地区) 新潟県園芸試験場用地	大字真野字井戸島163番地他18筆	4	—	4	畑約4ha
計		4	—	4	

b、集落区域内（直接集合して存在する宅地、農業用施設、商店、工業等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地。

該当集落数 36 集落 該当農用地面積約（農業振興地域白地）178 ha

c、自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地。

(a) B地区（旧亀代地区）における集落間等に介在する農用地約53 ha

(b) 都市公害（都市排水等による汚染）が激しく、今後農用地としての存続が困難と認められる農用地該当なし

d、その他

(a) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設）に伴って拡張の対象とされる杉谷内集落周辺の農用地約75 ha

(b) 道路沿線市街地として開発が進みつつある国、県道の沿線及び市街地周辺の農用地約269 ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 現況山林・原野等についての農用地区域の設定方針

現況農用地に介在する山林・原野等のうち、ほ場整備等で利用が可能なもの約20 ha は、農用地区域に設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域は、水稻が基幹作物であるが、土地条件、地域の環境条件から果樹、野菜、工芸作物（た

ばこ) など2～3作目の組合せによる高能率の複合経営を推進すると共に、水稲の省力化を含め基盤整備を推進し優良農用地の確保に努める。また、地域市場制を加味した都市近郊農業を推進し、今後の農業振興の方向から果樹、野菜に重点をおき、産地形成を図るとともに生産の効率化と規模拡大を推進する。さらに、集落単位で今後の地域農業計画を検討し、組織化を推進するとともに農地流動化施策による経営規模の拡大を促進する。

イ 用途区分の構想

(ア) A地区(旧聖籠地区)

本地区は、加治川水系に属する平坦部の農用地1,053haのうち、水田については水利条件はほとんど整備されているが、10a区画の湿田が多く非効率な営農を強いられている現状から、大型機械化体系に対応し、コスト低減を目指した生産性の向上を図るため、四ツ屋、道賀新田、上大谷内、真野の4集落の耕地において、120haの圃場整備事業を終え今後も基盤整備を推進する。また、農地の流動化による中核的担い手農家への農地集積を積極的に推進し、ライスセンター、育苗センターも設置され受委託組織も結成されていることから、組織の拡充と中核的担い手農家の育成の促進を図る。

畑については、本地区の中央部から南西にかけて分布し、その大部分は樹園地となっている。

果樹は、ぶどう、梨、桃、おうとう等が栽培され、近年の観光農園化に伴い果樹産地としての評価が定着しており、一部田との混在を生じている区域においては区画整備事業等の実施により樹園地、畑地の集団化を推進し、主産地形成を促進する。

(イ) B地区(旧亀代地区)

本地区の水田用水は加治川水系より取水しており、圃場は30aに区画され、大型機械化体系が確立されている。また、ライスセンター、育苗施設も設置され中核的担い手農家への農地集積も進んで受委託組織も結成されていることから、今後も農地の流動化を促進し基幹作物である水稲を主体として中核的担い手農家の育成を図る。

畑地については、露地野菜と工芸作物(たばこ)が栽培され、この地区の砂丘畑は葉たばこの産地であり、たばこ乾燥施設等の共同利用による集落営農が展開されている。また、当地区は新潟東港開発による代替農地を中心として区画整理が実施され、基礎条件が具備されているので、今後も地力の増進を図りながら農用地としての高度利用を進める。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の中央部を縦貫している主要地方道新潟・新発田・村上線より東南に位置している団地性に富む農用地（四ツ屋・道賀新田地区）の土地条件は、湛水防除事業の実施により排水条件も整い大型機械化体系に対応するため「道賀新田地区」96haをモデル地区とし、50a・1haの大規模区画の圃場整備を終え、今後は実施区域枠の拡大も併せて推進する。

また、農業生産、農産物流通の合理化や農村地域の生活環境の改善を図るため農道網の整備に努めるとともに農村環境と農業用施設の機能確保のため生活排水路となっている農業用排水施設の整備改修に努める。

B地区（旧亀代地区）の水田は大区画整理が実施され、基盤条件は良好であるので都市計画との調和を図りながら経営の組織化、複合経営の確立等経営合理化を促進する。

ア、A地区（旧聖籠地区）

本地区農用地のうち、水田についての土地基盤整備等の事業計画は、道賀新田地区96haをモデル地区として、大規模区画の圃場整備を終えているが、10a区画の既存水田についても大規模区画整理の実施を推進する。

また、畑、樹園地は観光農園が活況を呈していることから果樹栽培への転換を推進するとともに農道整備、区画整理を図り、生産の集団化と効率的な生産体制を推進し産地化形成を図る。

イ、B地区（旧亀代地区）

本地区における水田の土地基盤は、ほとんど大区画整理が実施されており、機械化作業体系が具備されている。今後は集団的栽培体系による農業機械の有効利用並び作業受託組織の育成と支援を図り、担い手農家への農用地集積を促進する。また、新潟東港開発に伴う移転代替農用地を中心とする畑地については、基幹作目の選定と生産組織の育成強化を図り、複合経営を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

地区名	事業の種類	事業概要	受益の範囲		対 記 図 号	工 期	備 考
			受益地区	受益面積ha			
蓮野逆川第1	ほ場整備	区画整理47.6ha 暗渠47.6ha	蓮野逆川第1	48	A-1	R6～R14	農地中間管理機構関連農地整備事業
真野	ほ場整備	区画整理20.6ha 暗渠20.6ha	真野	21	A-2	R11～R19	農地中間管理機構関連農地整備事業
北江	ほ場整備	区画整理13ha 暗渠13ha	北江	13	A-3	R5～R13	農地中間管理機構関連農地整備事業
蓮潟	ほ場整備	区画整理228ha 暗渠228ha	蓮潟	228	A-4	R5～R13	農地中間管理機構関連農地整備事業
三賀用水	ほ場整備	区画整理78ha 暗渠78ha	三賀用水	78	A-5	R5～R13	農地中間管理機構関連農地整備事業
大夫諏訪山	ほ場整備	区画整理114.8ha 暗渠114.8ha	大夫諏訪山	115	A-6	R10～R18	農地中間管理機構関連農地整備事業
大夫興野藤寄	ほ場整備	区画整理39.6ha 暗渠39.6ha	大夫興野藤寄	40	A-7	R9～R17	農地中間管理機構関連農地整備事業
桃山山倉	ほ場整備	区画整理36.7ha 暗渠36.7ha	桃山山倉	37	A-8	R11～R19	農地中間管理機構関連農地整備事業
蓮野逆川第2	ほ場整備	区画整理65.8ha 暗渠65.8ha	蓮野逆川第2	66	A-9	R11～R19	農地中間管理機構関連農地整備事業
中曽根	ほ場整備	区画整理10ha 暗渠10ha	中曽根	10	A-10	H26～R6	農業競争力強化農地整備事業
新用水路	かん排	用排水路2800m	新用水路	324	A-11	R7～R15	水利施設等保全高度化事業
二本松用水路	かん排	用排水路2701m	二本松用水路	314	A-12	R7～R14	水利施設等保全高度化事業
正庵角庵	かん排	排水路8200m	正庵角庵	177	A-13	R2～R11	用排水施設等整備事業

・森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

・他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

年々専業農家戸数は減少し、併せて作付け面積も減少してはいるが、経営体等担い手の育成、生産組織育成強化に努め、経営規模拡大を促進するため農地流動化の促進、地域ぐるみで作付けの団地化、集団化を推進する。又、農地の集積を図ると共に生産費の軽減と良質米の確保を図るため土地利用区分の明確化を進め、農業振興地域制度や農地転用の適正運用を図り、農地以外の土地との調和のとれた調整を行い、一団の農地や土地改良事業施行地等の生産効率の高い優良農地の保全確保に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
湛水防除	排水路工 0 m	新発田2期	(323) ha	①	県営湛水防除事業
	排水機場 0ヶ所 (注)		16		

(注) 排水路工及び排水機場については、新発田市地内において整備している。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 中核的担い手農家の農業経営の目標

中核的担い手農家を育成する基本方針は、農業に専従的かつ意欲的に取り組み、高い栽培技術と経営能力を有し、地域農業の再編成を推進するリーダー役として育成する。

中核的担い手農家は、地域の特性を生かした作目の振興と複合経営を積極的に導入し、土地利用の高度化と集団的利用調整、機械施設等の集団的高度利用等を推進するとともに、積極的な農作業の受託、利用権設定の受け手として経営規模拡大を図り、地域農業発展のための生産構造の改革を推進する。

ア、A地区（旧聖籠地区）

本地区は、古くから稲作を基幹として果樹、工芸作物、露地野菜等の複合経営が展開されてきた。しかし、新潟東港開発や新々バイパスの開通等種々の都市的開発により農地が減少するとともに、社会情勢の変化により他産業への移行や兼業化が進んでいる。このような情勢の中で、今後は中核農家への農

用地の利用集積を促進し、都市近郊という立地条件や砂丘地及び平坦な水田地帯という自然条件を生かし、稲作を基幹とするとともに果樹、工芸作物、露地野菜、施設園芸、畜産等の作目を組み合わせた複合経営をより一層促進する。

イ、B地区（旧亀代地区）

本地区は、新潟東港開発に伴い他産業への移行や兼業化が著しく、中核的農家の育成と農用地利用集積による経営規模拡大が重要課題であったが、中核的農家による生産組織体制や機械施設等の集団的高度利用体系が整ってきたことにより、地域ぐるみによる一層の農用地の流動化を推進し、稲作を中心としながら工芸作物、露地野菜等の作目を組み合わせた複合経営の促進を図る。

聖籠町営農類型及び育成目標

	営農類型	目標規模 h a	作目構成 h a	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積 h a
個人 経営 営	水稲単作	16.3	水稲 10 大豆 4.3 作業受託 2	5	81.5
	水稲＋施設野菜	9.2	水稲 5 大豆 2 施設野菜 0.2 (促成きゅうり20 a、抑制きゅうり20 a 小松菜20 aで3回転) 作業受託 2	5	46.0
	水稲＋露地野菜	8.7	水稲 5 大豆 2.2 春にんじん0.5 秋冬にんじん0.5 ながいも0.5	2 2	191.4
	水稲＋酪農	5.0	水稲 2 酪農(経産牛40頭、) 牧草地 3	3	15.0
	水稲＋たばこ	9.2	水稲 5 大豆 2.2 たばこ 2	1 1	101.2
	水稲＋果樹 1	10.2	水稲 5 大豆 2.2 果樹(なし) 1 作業受託 2	16	143.2
	水稲＋果樹 2	7.7	水稲 5 大豆 2.2 果樹(ぶどう) 0.5		
	水稲＋花き	9.32	水稲 5 大豆 2.2 チューリップ切花(2回転)0.12 作業受託 2	2	18.6
	観光果樹及び果樹専作	1.5	果樹(ぶどう) 1.5	5	7.5
協業 経営	水稲	43.0	水稲 30 大豆 13	5	215

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の合理的な利用を推進し、生産性の高い農業を確立するためには、中核農家を中心に集落機能を活用し農用地の利用調整活動を展開することが必要である。このため、集落の区域を基本とする地縁的集団としての地域農業集団活動の活発化を図り、関係機関、団体の連携により農地流動化施策を有効活用しながら、地域ぐるみの土地利用調整への展開を推進するとともに経営拡大を目指す意欲的な中核農家や高能率な生産組織への積極的な利用集積を促進する。

また、集落内の話し合いによる圃場条件の改善、農作業の共同化、農用地の集団化等、地域に対応した合理的な輪作体系と耕種農家及び畜産農家の連携による有機農業を検討し、農用地の効率的な利用計画と地域の農業資源の有効活用をもって地力の維持増進を推進するとともに、中核農家の組織化を促し国補事業等による機械、施設等の整備や効率的利用及び主要作目ごとの生産・出荷の組織体制を推進する。

2 経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農業集団及び農業生産組織の育成対策

農用地の合理的な利用を推進し、生産性の高い農業を育成するためには単に経営規模の大きい農家に限らず、中核となる担い手農家を中心に集落機能を生かして農用地の利用調整活動を推進する必要がある。このため、集落の区域を基本とする地縁的集団としての地域農業集団及び農業生産組織を関係機関団体の連携により育成強化を図る。

(2) 農用地の流動化対策

各種農地流動化施策を積極的に活用しながら、地域農業集団を中心として地域ぐるみの土地利用調整の推進により担い手農家への農地集積が進み、各地区において中核農家による経営の組織化が活発化している。このため、連担化する作業効率のよい農用地の集約化を促進するとともに農業委員会を中心として町、農業関係団体と連携した積極的な掘り起こし活動を推進し中核的担い手農家への農地集積を図る。また、農用地利用調整の促進のため、北越後農業協同組合は農地及び採草放牧地の借り入れ及び貸し付けを行う農地保有合理化促進事業を実施する。

(3) 農作業の共同化及び受委託の促進対策

現在、緊急生産調整推進対策に対応した集団転作集団等を中心として、農作業の共同化及び受委託が行われているが、より一層の促進を図るとともに地域農業集団による共同作業組織の設立を推進する。

(4) 地力の維持増進対策

本地区は、砂丘（砂土）地農業であり、地力的には乏しく地力対策は必須である。よって、合理的な輪作体系や耕種農家と畜産農家の連携による有機農業への取り組みへの検討など、土づくり組織の育成と推進を図り、畑地、樹園地を中心とした有機的栽培を促進し、国補事業等による近代化施設等の整備と地力の維持増進体制の確立を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1、農業近代化施設の整備の方向

食糧需給の動向に即応できる地域農業を確立するため、複合化・組織化を基礎とした再編成を促進する。このため、農業の主力作目を水稻におき、生産性を高めつつ、併せて重点作目として葉たばこ、野菜（にんじん）、果樹（ぶどう、おうとう）等を設定し、生産出荷組織の充実と近代化を図るため、農業近代化施設の整備を促進する。

・基幹作目である水稻は、農業者が多様な消費者ニーズに即応し、安全、安心に応える環境保全型農法低コストを目指した直播農法の導入等の取組みも含め創意工夫を凝らし、土地基盤整備の推進とともに生産組織の育成強化を促進し、安定生産と品質向上を図る。

また、ライスセンター等の配置とこれに伴う生産組織による生産から、流通、加工にいたる一体的な行程を地域組織等を中心に構築し、全町規模に展開する。

・葉たばこは、畑作の主力作物として中核的農家の複合経営の主要作物となっている。連作障害が見受けられることから輪作技術と地力対策を推進し、今後とも畑作物を主力として栽培面積の確保に努め、生産組織の強化、育成に積極的に取り組み省力化、合理化を推進する。

・果樹は、ぶどう、おうとうを主要作目（旧聖籠地区）として、複合経営と栽培面積の拡大を推進し、気象に左右されにくい施設化を促進する。また、高品質堆肥製造施設の積極的活用を推進し、有機栽培や加工製品への取り組みを図る。

・ぶどうは本町の果樹栽培面積で最大であり生産農家も多く、生産基盤の整備と機械化による省力化、消費動向に即した品種の統一、共販体制の充実、観光農園の推進等、生産流通体制の確立を図る。

・おうとうは、本町の特産であり、栽培面積は県下最大を誇る。県単事業の導入によりハウス等の施設整備を行っており、今後も栽培面積の拡大と団地化を促進するとともに観光農園や有利販売への取り組みに努める。

・野菜は、にんじんやごぼう、ながいもを主要作物とし砂丘地、都市近郊という恵まれた条件を生かし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

農業を取り巻く情勢は年を追うごとにその厳しさを増し、農業への就業者も年々減少している。又、現役の担い手農業者も高齢化が進み将来の担い手不足は深刻化を増してきている。

このような状況を踏まえ、様々な就農形態に応じた新規就農者の確保・育成と将来、地域農業を担う組織経営体の育成支援を図る。

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者の育成、確保については、後継者不足の現状を踏まえ営農の持続性からも重要な問題であることから、意欲ある者がスムーズに就農できる体制の整備を図ると共に就農初期段階における様々な支援を総合的に推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農者への必要な支援

就農準備段階及び就農段階における技術・経営研修、営農開始に要する資本等について、県の補助制度を活用し支援することで、経営の早期安定を図る。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

担い手への農地の集積を図るため、農業委員会等の関係機関と連携を強化し農地の取得を推進する。

(3) 就農や経営向上のために必要な各種の情報提供体制

関係機関と連携し就農希望者への地域情報の提供や相談活動の充実を図り安定的、効率的な生産を行う経営体へと誘導する。

(4) 農業教育の推進

小・中学生の農業に対する理解と関心を高めるため、関係機関の協力のもと総合的な学習などを行う体験学習等の受入態勢の充実を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農業従事者は、第二種兼業農家が他の類型と比較して圧倒的に多く、今後も大規模経営に進む専業農家と第二種兼業農家に大別されて行き、兼業就業者数も次第に減少していくものと考えられる。

また、東港工業地帯への進出企業は110社を越え、企業への地元雇用も年々増えており、職住接近の就業環境が整うとともに農業従事者の雇用拡大にもつながっている。

今後も地元における安定的な就業機会の確保を図るため、東港工業地帯進出企業への就業と町独自の企業誘致等を積極的に推進し、安定した雇用環境を創設する。

単位：人

	男女計					男				
	兼業従事者数 (実人数)	雇われ兼業			自営兼業従事者数	兼業従事者数 (実人数)	雇われ兼業			自営兼業従事者数
		主に恒 常的勤 務	主に 出稼 ぎ	主に日 雇・臨 時雇			主に恒 常的勤 務	主に 出稼 ぎ	主に日 雇・臨 時雇	
12年度	1,293	1,050	12	186	138	756	634	6	86	84

(農林業センサス)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

ア 育成活動

育成にあたっては、「地域ぐるみ」で農業人材を確保するため就業環境の整備を促進し、農業者の自助努力を尊重しながら、聖籠町農業経営改善支援センターが核となり関係機関・団体が一体となった推進体制を構築する。

イ 法律等に基づく施策

本町は、新潟東港工業地帯に進出する企業（製造業）に対し、固定資産税の不均一課税を実施し、積極的な工場誘致を図り安定就業の場を確保する。

ウ 企業進出に際しての関係者との連絡調整

企業等の進出に際しては、その企業の規模、業種等を十分把握し、相互の連携を密にし健全な発展を図る。

エ 地域農産物の活用による就業機会の確保対策

地域の特性を活かした特産品の創出や、既存の資源の利活用を図るとともに、加工施設等を整備し地場産業の振興を図り就業者を確保する。なお、関係機関・団体等との連携を強化し、農業者の安定就業に向けた相談・指導・助言等の施策を展開する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町における、集会所・集落開発センター・児童公園等のコミュニティ施設は各集落ごとに設置され地区を主体とした運営が図られている。

上水道は、全町の集落に配備・普及しており、良質で安全な水道水の安定供給を図るため、水源の確保並びに、施設の増設及び更新を計画的に推進する。また、地震等災害時の飲料水確保のために近隣の水道事業体との調整に努める。

下水道については、生活環境の改善と公共水域保全のために整備区域を決めて下水道整備を推進している。新潟県施行による「阿賀野川流域下水道関連公共下水道事業」に合わせて、全町の下水道整備を平成5年度から事業着手し平成12年4月から一部供用開始し、平成22年度工事完了に向け整備を進めている。

ごみ処理については、減量・再利用化を進めるため町専用ごみ袋の導入により分別収集と軽量化が図られており、環境美化の推進とゴミ問題に関する取り組みを強化する。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図 ----- 別 添

1、土地利用計画図 (付図1号)

2、土地基盤整備開発計画図 (付図2号)

3、農業近代化施設整備計画図 (付図3号)

4、農用地等保全計画図 (付図4号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア、現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地ならびにこれら土地以外の土地であって現況宅地、境内地、墓地、鉄塔敷地および池沼であるものを除いた土地を農用地区域とする。

区 域 番 号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A-1	○大字道賀新田字四ツ屋1755番、1752番、1753番1より道路を横切り字土橋1799番より新発田市との境界線を南下し1811番、字潟向1812番より新発田市との境界線を南下し1814番1、大字上大谷内字谷内中578番より日本海東北自動車道沿いに南下し626番より用水路の大字界を進み601番より農道に沿って進み字宮前528番1、538番、512番、上大谷内字宮前70番1、69番、68番、大字道賀新田字家ノ前1957番、1949番より道路を横切り、1926番、1920番、1918番から水路沿いに1909番、1908番、1907番、1906番、1934番、1935番、1933番より道路を横切り、1905番、大字道賀新田字島ノ内494番3、496番4より道路を横切り1797番から道路沿いに字四ツ屋1783番、1782番、1763番、1761番、1753番1、1753番2、1755番を順次結んで囲んだ区域。	○大字道賀新田字川形326番1、605番1、605番2、1848番、1849番、605番13、1898番、978番1、979番1を順次結んで囲んだ区域。 ○大字道賀新田家ノ前381番1、381番3	

区 域 番 号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A-1	<p>○大字真野字川前300番1、298番1、295番1、292番1より水路沿いに進み、1743番2、1700番2、1702番4より県道を横切り字井戸島24番より農道沿いに進み40番1、81番より道路沿いに120番、144番、147番、160番1、158番、157番、156番、151番1、148番1、144番 127番、130番、131番1、140番1、137番1、136番1、91番1、125番2、125番3、123番、119番1から町道を横切り字庄八島92番4から道路沿いに928番1、915番1、913番、912番1より道路を横切り389番1、394番1、395番1、396番、1965番、1967番、2009番、1984番、1981番、682番より用水路沿いに進み894番、用水路沿いに872番3、871番2、868番3より道路を横切り866番1から水路沿いに857番1より道路を横切り字大坪730番1より水路沿いに722番、721番より道路を横切り、大字丸潟1102番より用水路沿いに進み1105番、1110番より道路沿いに1113番、1108番より道路を横切り大字真野字向島ノ内2072番より道路沿いに2056番1、2055番、大字真野字島ノ内2037番、505番、上大谷内字村中504番、道賀新田字家ノ浦1976番、1974番、道路沿いに1970番、1969番、1967番、1966番、1993番から道路沿いに2007番より用水路を横切り1570番2、1570番5、1570番3、大字真野字堤除地366番1、大字道賀新田字古堤1744番2、1744番1、大字真野字川前300番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字道賀新田字古堤1744番11</p> <p>○大字真野字島ノ内844番1</p> <p>○大字真野字島ノ内2021番</p> <p>○大字真野字島ノ内125番4、125番5、133番1、133番2</p> <p>○大字真野字三枚橋867番</p>	

区 域 番 号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A-1	<p>○大字上大谷内字古見取284番1より新発田市との境界沿いに大字上大谷内637番、大字丸潟1143より新発田市との境界沿いに南下し大字丸潟1207番より新発田川堤防沿いに844番、大字山倉1511番から1233番、大字諏訪山字菖蒲沼164番3、163番1より新発田川を横切り109番、108番、38番、37番、15番より新発田市との境界沿いに25番、大字大夫字前谷内2413番、2388番、2362番1、2376番1、大字山倉字根発地1385番1、1096番1、1083番、1087番1、1090番1、1165番1より農道を横切り1176番1、1392番、1404番、1415番1、1414番1、1413番1、1412番1、1411番1、大字大夫字前谷内2400番1より新発田川を横切り2430番1、大字山倉字根発地1437番1、1436番1、1435番1、1434番、1433番、1432番より農道を横切り1421番、1364番、1363番1から日本海東北自動車道沿いに北上し大字上大谷内字古見取284番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字丸潟字島ノ内568番1、569番、572番</p> <p>○大字山倉字土居付8番1、8番4、109番2、111番、177番1</p> <p>○大字山倉字虻島1139番2、1139番1、1137番1、190番1、大字諏訪山字菖蒲沼210番1、187番、188番9、188番8、184番9、183番4、182番、181番、180番3、大字山倉字虻島1139番2を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字諏訪山字川端298番2、299番2</p>	

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	<p>○大字丸瀧1135番1より日本海東北自動車道沿いに南下し大字大夫字樋口40番3、40番1、39番1、38番1、36番1、30番1より農道を横切り、大字諏訪山字川端236番1、238番1、313番、310番、309番より農道を北上し276番2、大字山倉字中島123番、129番1、157番1より用水路沿いに進み、道路を横切り56番より道路を横切り、道路沿いに46番、大字桃山字家ノ浦62番より道路沿いに進み84番、85番より用水路沿いに38番、37番、6番、10番、大字山倉字割地4番、7番より道路及び水路を横切り大字丸瀧1229番より道路沿いに1222番より道路を横切り1186番より道路沿いに進み1182番、1178番より道路を横切り1175番、1174番より道路を横切り1172番1、1118番、大字丸瀧1135番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字桃山字島ノ内211番2</p> <p>○大字山倉字山下577番2</p> <p>○大字諏訪山字木ノ株595番2、747番2</p>	

区 域 番 号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A-1	<p>○大字桃山字家ノ前86番1より町道沿いに 進み109番2より道路を横切り112番1、118 番1、112番1より再び道路を横切り109番 2、大字桃山字鷹山下134番2、136番5、137 番6、 138番2、160番3、171番より道路を 横切り大字桃山字家ノ前126番、120番1、1 26番より再び道路を横切り大字桃山字家ノ 浦266番より用水路沿いに進み276番1、238 番1、239番より道路沿いに進み249番1より 道路を横切り 228番2、228番1、229番、2 16番1、大字山倉字家ノ浦338番、337番、4 59番、458番、469番、377番、378番、379 番、380番、518番、 382番、372番、369 番、368番、366番1、366番2、398番、399 番より道路を横切り477番 1より用水路沿 いに、501番1、493番から道路を横切り、50 8番、509番、510番、511番、 616番、615 番、614番、613番より農道を横切り大字諏 訪山字諏訪浦2507番、764番、765番1、767 番3、768番1、769番1より道路を横切り758 番1より農道沿いに進み556番より水路沿い に進み573番2、農道を横切り大字大夫字観 音堂957番1、959番1、960番1、961番1より 県道沿いに進み925番、867番、789番、790 番、農道を横切り785番より用水路沿いに 進み775番、農道を横切り806番、807番よ り用水路沿いに進み818番、830番、891 番、896番、944番、942番、941番、940 番、945番より農道を横切り大字諏訪山字 木ノ株588番1より用水路沿いに進み684番1 より再び農道を横切り514番1、475番、476 番、477番、472番、469番より用水路沿い に461番1、501番1より農道を横切り2072番</p>		

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	<p>1より再び農道を横切り2484番2より農道沿いに進み2470番より農道を横切り2463番1、2463番2、2463番3、785番より用水路沿いに進み797番1より農道を横切り大字山倉字山下321番1、320番、316番、314番、325番、326番、327番、331番3、332番1より農道を横切り418番1、417番1、252番1、242番1、241番1、240番1、239番1、238番5、214番、215番、217番、218番、220番、221番、198番、186番1、186番2より用水路沿いに進み147番、大字桃山字鷹山下130番、大字桃山字家ノ前86番1を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字三賀字東高95番より新発田市との境界線沿いに進み112番1より新々バイパス沿いに進み大字大夫字村浦287番1より日本海東北自動車道沿いに進み160番1、160番4、161番2、162番1より農道を横切り163番1より堤防沿いに進み212番より新発田川を横切り大字山倉字中ノ橋下1348番1より堤防沿いに進み1340番1、1376番2、大字大夫字前谷内2535番1、2536番32535番5から道路を横切り2533番2から新発田川を横切り、大字三賀字東高90番1、95番を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字三賀字東高226番、227番</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	<p>○大字大夫字村浦130番4、188番1より農道を横切647番、643番、642番、641番、639番2、557番から農道を横切り、542番2より新々バイパス道沿いに進み大字大夫字村浦386番1より農道を横切り389番より農道沿いに進み408番、409番、410番、411番、412番から道路を横切り500番、502番1、599番、600番、700番、702番1より県道を横切り水路沿いに進み、大字諏訪山字木ノ株532番より水路沿いに進み537番から農道沿いに進み、520番1より県道を横切り717番より県道沿いに進み754番1、654番から大字村浦188番1、130番4を順次結んで囲んだ区域。</p>		

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	<p>○大字三賀字東高畑128番1より新発田市との境界線沿いに進み172番、218番、221番、231番、260番1より道路を横切り273番1、322番、314番1、274番1、276番1より道路を横切り257番3、256番3、255番1、250番1から道路を横断し、293番3、294番2、292番2、295より新発田川を横断し、796番1から新発田川沿いに進み、748番1より日本海東北自動車道沿いに進み大字三賀字白通607番1より道路を横切り、572番1、576番1、577番1、578番より道路を横切り、580番1より再び道路を横切り、581番1、583番1、586番1、586番4、598番5より道路を横切り、大字三賀字西高803番1、802番1、801番1より道路を横切り、804番1、805番1、805番7より道路を横切り、大字三賀字白通590番4、大字三賀字高畑379番3より道路沿いに進み、385番2より道路を横切り、大字三賀字白通377番2、378番2より道路を横切り393番1、397番、400番、403番1、404番、406番より道路沿いに進み、393番1より道路を横切り、372番1、365番1、364番1、362番、366番、367番1より道路を横切り、388番1より再び道路を横切り、358番1、360番より道路を横切り、331番1、333番1、341番1より農道沿いに進み323番1より、日本海東北自動車道沿い及び新々バイパス道沿いに進み、大字三賀字東高畑128番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字三賀字前谷内1018番2、452番3</p> <p>○大字大夫字村浦521番2</p> <p>○大字二本松字川前2418番2、2686番2</p>	

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	<p>○大字二本松字川前2688番1より新発田川堤防沿いに進み2880番、2876番3、2869番1より排水路を横切り2871番より道路沿いに進み、2372番より道路を横切り大字三賀字東高畑1057番4より道路を横切り道路に沿って1043番1、1063番、1062番、1040番2、1036番1、1005番1より農道を横切り1025番、1015番1、大字大夫興野字五本柳233番、大字三賀字東高畑1155番、1150番から道路水路を横切り1156番より水路沿いに進み1159番、1162番、1165番より新々バイパス沿いに進み大字二本松字川前422番1より日本海東北自動車道に沿って進み、大字二本松字川前2688番1を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字三賀字東高畑225番、228番、266番1、264番1、223番を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字三賀字東高畑1057番1、1057番2、1057番3、1057番4</p> <p>○大字大夫興野字五本柳285番1、285番3</p>	

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
B-1	<p>○大字次第浜字柿木3378番1より農道沿いに3387番、3364番1、3355番、3352番、3302番、3313番より道路を横切り3284番、3285番、3295番1、3326番、3307番1、2929番、2910番、2911番より農道沿いに進み2809番、1283番、1291番、1290番、1306番、1307番1、1334番、1335番1、1335番2、1340番1、1340番2、1341番1、大字網代浜字茨島1番、8番、9番、13番1、14番1、29番、30番1、31番1、32番1、42番1、48番、92番1、89番3より道路を横切り86番4、83番3、57番1、65番2、69番1、70番より用水路沿いに進み119番、120番1、187番、188番、189番、235番、241番、244番、247番、226番1、大字次第浜字宮前1426番、1141番、道路沿いに1145番、道路を横切り732番2、731番1より用水路沿いに713番、704番1、702番、700番より道路を横切り2929番より再び、県道を横切り3306番3、3306番4、3306番5、3337番、3377番、3378番1を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字次第浜字幸ノ神2406番3、2407番1、2421番2、2430番3より農道沿いに進み2442番1、2429番、2428番、2415番1、2412番2、2409番、2408番1、2406番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字次第浜一本松522番1</p> <p>○大字網代浜字茨島113番1、113番2、115番1、115番2</p> <p>○大字次第浜字柿木3284番、3284番3</p> <p>○大字網代浜字新割39番1</p> <p>○大字網代浜字大山下83番2</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
B-1	<p>○大字次第浜字西池2080番2、1605番1、1614番、1618番から道路を横切り2387番、2377番1、2368番1、2369番、2371番から道路を横切り2363番より道路沿いに進み、2090番、2084番1を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字網代浜字宮下1289番、1275番1、1257番6より農道沿いに1261番、1262番1、1199番1、1209番、1235番1、1274番1、1288番1、1286番、1284番、1297番、1289番を順次結んで囲んだ区域。</p>		
B-2	<p>○大字次第浜字長山3707番1、3706番1、3700番2、3700番1、3692番5、3692番15、3687番1、3684番1、3686番4、3686番5、3686番1、3664番1、3654番、3664番6、3664番8、3664番7、3664番3、3677番1、3665番1、3665番2、3683番8、3707番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	○大字次第浜字長山3704番、3706番1	

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-2	<p>○大字諏訪山字正庵1047番、1046番、1045番、1044番2、1044番1、1043番2、1177番2、1166番4、1166番3、1174番1、1183番1、用水路沿いに進み1098番2、1181番より農道沿いに1204番、1250番3、1563番1、2313番2、2316番2、1633番4、1633番3、1631番6、1631番3、1627番1、1627番2、1626番1、1625番、大字大夫字長沢辺2237番、2234番、2229番1、2229番2、大字諏訪山字苔沼2317番2、2317番1、1561番1、1561番6、1561番3より道路沿いに1093番1から道路を横切り、1092番1、1080番、1277番1、1528番、1529番2、1527番1、道路を横切り1534番3、1535番3、1534番4、1535番7、1537番1、1541番、1546番1、1546番3、2376番1、2376番2、2391番1、2401番3より道路を横切り、2404番1、2412番、1491番1、1467番1よりバイパス沿いに進み、2429番1より道路を横切り2435番1よりバイパス沿いに進み、1385番1より大字蓮野字上松庵39番1より道路、水路を横切り34番1、13番より道路を横切り大夫字松庵2219番2と諏訪山字正庵1047を順次結んだ区域。</p> <p>○大字諏訪山字苔沼1464番2より1464番1、1459番1、1458番1、1457番3、1457番2、1457番1、1456番1、1449番、1448番、1447番3、1446番、1445番、1444番1より農道を横切り1442番1、1443番1より農道を横切り1461番1、1470番1、1487番4より新々バイパス沿いに進み1465番1、1464番2を順次結んだ区域。</p>	<p>○大字諏訪山字苔沼1090番2</p> <p>○大字諏訪山字苔沼1174番3</p> <p>○大字諏訪山字苔沼1174番6</p> <p>○大字諏訪山字苔沼1631番3</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-2	<p>○大字諏訪山字苔沼1394番1より1400番2、1401番1、1402番、1400番1、大字蓮野字上松庵65番より用水路沿いに大字二本松字正庵933番1より県道沿いに進み940番1を農道沿いに進み、942番、943番1より水路を横切って、950番より大字蓮野字上松庵53番1より新々バイパス沿いに進み大字諏訪山字苔沼1394番1を結んで囲んだ区域。</p>		

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-2	<p>○大字蓮瀉字龍門833番2より農道沿いに進み、829番1、826番、825番1より農道沿いに進み、952番1より道路を横切り、953番1より農道沿いに進み、大字蓮瀉字家ノ前1294番1、1293番1、1292番1、1284番1より道路、水路を横切り1302番1より道路を横切り2105番1、2106番、蓮瀉字居畑2108番1、2120番1より道路を横切り、5195番1、2124番1、2132番1、2127番より再び道路を横切り、大字蓮野字長峰山下5259番1、大字蓮瀉字長峰山2975番3より町道沿いに進み、2987番5、大字蓮野字長峰山下5277番、5291番、5330番7、5326番より道路を横切って5072番、5094番、5100番1、5101番1、5092番、5088番、5086番、5220番、5217番、5215番、5208番1、5179番1、5179番2より町道を横切り大字蓮瀉字家ノ前1313番1、1317番1、1319番3より町道沿いに進み、1332番5より町道を横切り1553番10、1551番2より町道を横切り大字蓮野甚兵エ橋5004番1より水路沿いに進み、大字蓮野字六反割3280番1より道路を横切り3283番1、3296番1、道路沿いに進み大字蓮野字大沼593番1より新々バイパス沿いに進み、大字蓮野字大坪399番1より用水路及び道路沿いに進み、391番より再び水路沿いに進み、326番1、327番1から道路を横切り、21番1、1164番1、1155番、1157番より用水路沿いに進み、1117番1より道路を横切り、大字諏訪山字苔沼1689番9、1689番16、2115番1、大字真野字二本松樋下1892番1、1893番1より用水路を横切り、大字諏訪山字苔沼1702番1、1024番1、975番1、977番、979番1、</p>	<p>○大字蓮野字大坪266番1</p> <p>○大字蓮瀉字家ノ前1468番1、大字蓮野字小丸山3438番4、大字蓮瀉家ノ前1491番1、1491番2、大字蓮野字小丸山3438番11、3438番17、3438番16、3436番4、3436番1、大字蓮瀉字家ノ前1468番を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字蓮瀉字家ノ前2097番7</p> <p>○大字蓮瀉家ノ前2097番8</p> <p>○大字蓮瀉家ノ前2101番1</p> <p>○大字蓮野字上ヶ池540番1、540番2</p> <p>○大字蓮野字萱場瀉5230番1、5236番、5196番1、大字蓮瀉字居畑2128番2</p> <p>○大字蓮瀉字家ノ前2102番1</p> <p>○大字蓮瀉字家ノ前1317番3</p> <p>○大字蓮野字六反割3222番、3226番</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-2	<p>大字蓮潟字龍門558番1、668番4、713番1、712番1、1108番1、1108番4、741番1、787番1、833番2を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字蓮潟字居浦2330番、2328番より水路沿いに進み大字蓮潟字居畑2185番1、2184番1、2187番1より道路を横切り2175番2、2175番3、2175番1、2167番1、2171番2、2171番1、2165番2、2153番2、2151番、2179番1、2148番2、2148番1、2151番、2153番2、2159番2、2233番、2225番より道路沿いに進み、2217番1、大字蓮潟字居浦2297番2、2292番1より道路沿いに北上し、2338番2、2330番を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字蓮野字大沼756番1、771番1より県道沿いに進み781番2、780番2、779番2、蓮野字大坪512番1、509番1、508番1より排水路沿いに499番1から農道を横切り445番1、426番1より再び排水路沿いに進み、262番4、193番1より用水路沿いに188番1、209番1、242番、274番2、275番2より新々バイパス沿いに進み、大字蓮野字大沼733番、745番1、759番1、758番1、757番1、756番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	○大字蓮潟字居浦2224番	

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-2	<p>○大字蓮野字新道下823番1より農道沿いに進み2084番1、大字蓮野字田ノ島2459番1より新発田川放水路沿いに進み、大字二本松字正庵1598番1、1596番、1570番、1568番より道路を横切り1561番、1558番1、1559番、1554番、1518番、1519番、1511番、1553番より農道を横切り1563番、1581番、1583番、二本松楮畑1701番1、二本松字正庵1536番1より道路沿いに進み、1354番、983番、985番1より道路沿いに993番1、道路を横切り1037番1より再び道路沿いに北上し、1047番、1059番2、1059番3、県道沿いに進み1013番、1012番、951番1、952番1、953番、1433番1、999番、1394番1より道路を横切り大字蓮野字下松庵1740番1、1728番1、1720番1、1900番8、1902番1、1905番1、1921番1、1916番2、1910番1、1909番1、7138番1、7140番、1907番2、7143番1より農道沿いに進み、7148番1、1887番1、1884番1、7190番5、2228番1、2237番より道路を横切り2211番、2026番1より再び道路沿いに815番1、809番、806番1より県道沿いに進み823番1を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字大夫興野字西勝169番1より町道沿いに、179番1、大字藤寄字藤寄3168番1、3167番、3157番より道路を横切り、3191番、3237番より用水路沿いに進み、3248番1より農道沿いに3239番、3234番、3233番1、3221番1より新発田川堤防沿いに進み3068番、大字大夫興野字西勝439番、498番、503番、大字大夫興野字大橋下1973番1より、新発田川堤防沿いに進み、166番1、169番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字蓮野字潟尻2261番1、2261番2、2261番3、2282番</p> <p>○大字二本松字楮畑1086番8、1086番9、1086番4、1086番1、1086番10、1086番11、1091番、1187番1</p> <p>○大字藤寄字藤寄3212番、3213番</p> <p>○大字藤寄字藤寄3214番、3216番</p>	

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-3	<p>○大字藤寄字杉谷内2592番より水路沿いに進み、2577番、藤寄字権現堂2803番1より農道沿いに進み、2804番1、2811番、大字大夫興野字金清水山2787番1、2790番1より農道沿いに進み、2744番1、2724番、2723番1、大字藤寄字杉谷内2380番、2367番、2372番、2366番より道路を横切り、2294番1、2293番より新々バイパス沿いに進み、1693番1、1694番、1695番、1655番、1748番より農道沿いに進み、1735番2、2588番、2592番を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字藤寄字杉谷内2299番1より2304番1、2312番1、2309番1、2308番1、2307番2、2306番、2305番2、2305番3、2280番1、2279番、2278番、2276番、2275番、2273番、2248番、2249番2、2250番1、藤寄字1869番1、1875番、1874番1、1857番1より農道沿いに進み、1855番1、1538番1、2102番1、1573番、1564番1、1566番1、大字大夫興野字居山2507番1、大字藤寄字杉谷内1568番1、1582番1、大字大夫興野字居山2479番1、2491番1、2372番1、2373番2、2374番1、2376番、2379番1、2384番1、2386番2、2394番1、2395番1、2400番1、2399番、2416番、2417番、2427番、2425番2、2432番1、2433番3、大字藤寄字杉谷内1686番、1687番、1688番よりバイパスに沿って進み、2299番1を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字藤寄字浦潟1349番1、1335番1より道路沿いに進み1381番、1319番2、1317番、1312番より道路を横切り、1327番、1331番3、1348番3、1349番1順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字大夫興野字居山2507番1</p> <p>○大字藤寄字杉谷内2459番1、2470番2、2470番4、2470番5、2470番6、2470番7</p> <p>○大字大夫興野字居山2389番1</p> <p>○大字大夫興野字居山2474番1</p>	

区 域 番 号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A-4	<p>○大字蓮瀉字大ノ切130番1、121番1より用水路沿いに進み、124番3、135番、157番、180番1、177番1、162番、164番、165番、171番、169番1、大字蓮瀉字龍門907番1、909番2、911番1、910番1より用水路沿いに進み、923番1、925番1、894番1、890番1、889番1、882番1、843番1、844番1、845番1番、778番1、782番1、745番1、744番1、743番2、710番1、709番1、674番1、673番1、672番1、671番1、635番1、593番4、593番1、551番1、大字山倉字川前969番1、960番1、958番1、大字諏訪山字苔沼1705番3、1705番4、大字諏訪山字鷺山辺2088番6より道路沿いに進み、1831番1、大字諏訪山字鷺山辺2075番4、大字山倉字川前1010番、1007番1、大字諏訪山字苔沼1837番1、1839番、1838番1、大字山倉字川前905番、880番2、883番1、大字真野二本松樋下1871番3より用水路沿いに進み、1862番1、大字諏訪山字苔沼1953番15、1953番14、1953番13、1953番12、1953番11、1953番5、大字真野二本松樋下1861番1より用水路沿いに進み、大字諏訪山字古堤2153番1、2154番1、大字真野字渡り下1925番1、1925番10、1923番4、大字諏訪山字苔沼2007番8、2007番6、3018番1、3018番3、2058番1より町道沿いに進み、2059番4、2034番6より町道を横切り大字桃山字長山辺1140番1、1139番1、1138番1、1101番、1090番より農道を横切り1061番1、1061番2、1068番、1071番1、1077番より農道を横切り大字桃山字中ノ山1177番1、1172番、1173番、1174番1、1175番、921番1、907番8、887番、875番1、868番1、780番1、794番より町道沿いに</p>	<p>○大字桃山字中ノ山863番、865番1</p> <p>○大字真野字二本松樋前1771番2、2012番4、2013番1、1770番1、1772番1</p> <p>○大字諏訪山字苔沼1994番7、1981番9、1981番11、1980番7、1980番6、1982番○大字山倉字川前891番1、891番2、919番2、889番1</p> <p>○大字蓮瀉字居畑2589番</p> <p>○大字蓮瀉字渡り下1785番3</p> <p>○大字蓮瀉字戸嶋235番3より道路沿いに進み240番4、366番1より北上し459番3、235番3を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字蓮瀉字龍門593番3、690番1、690番6、691番1、691番4、760番1、760番4、763番1、1014番、1014番1、1014番2、1014番3</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-4	<p>進み、大字諏訪山字苔沼2169番、2170番3、1789番1、大字山倉字松庵747番、748番より農道沿いに進み、733番、725番1、726番1、大字桃山字中ノ山806番1、804番1、804番3、796番3、796番4、796番5、799番、894番4、894番1、894番2、903番4、900番3、922番、1166番、943番1から農道を横切り大字桃山字長山辺1079番より農道沿いに976番より、排水路沿いに進み、670番1から町道を横切り大字真野字山ノ内1414番1、1458番、農道を横切り1469番、1493番、1593番1、1941番3より農道を横切り1785番1、1785番6、1785番5、1779番5、1840番より加治川沿いに進み、大字蓮野字大ノ切77番2、130番3、130番1を順次結んで囲んだ区域。</p>		

区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-5	<p>○大字蓮瀉字五百間土居外3764番、3763番より用水路を横切り、3514番2より加治川堤防沿いに進み3600番2、3628番1、大字網代浜字向札木3070番9、大字蓮瀉字古堤8394番76、8400番4、大字蓮瀉丑ヶ曾根5128番1、5166番より道路を横切り、5180番、5181番、5185番1より道路を横切り、5183番1より道路を横切り、5219番1、5219番2、5226番、5238番、5239番、5236番、5235番1、5244番1、5245番、5247番、5255番2、5253番、5262番2、5262番1、5264番、5266番1、5271番より道路を横切り、5277番、5284番より道路を横切り、大字蓮瀉中山辺5051番1、5050番1、5048番から用水路を横切り大字蓮瀉字五百間土居下4406番1より用水路沿いに進み、5821番より農道沿いに進み、4715番8より用水路に進み4520番1、4240番1から県道を横切り4178番1、4177番、4174番、4175番より道路を横切り、3937番、3930番、3922番、4326番、3911番、3892番、3902番1より道路を横切り、3811番1、3804番1、3803番、3802番、3806番より道路を横切り、3881番1より再び道路を横切り3740番1、3799番1、3764番を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字蓮瀉字居浦山3825番1、3827番1、3828番1、3830番1、3831番1、3834番1</p> <p>○大字蓮瀉字二ツ山2757番</p>	<p>○大字蓮瀉字五百間土居下4047番2、4047番1、4047番3、4047番4、4047番5、4048番、4049番1、4049番2、4041番1</p> <p>○大字蓮瀉字五百間土居外3744番2</p> <p>○大字蓮瀉字五百間土居外3799番地1</p>	

区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-5	<p>○大字蓮瀉字二ツ山2723番9、2723番5、大字蓮瀉字大ノ切130番4より加治川堤防沿いに進み、130番5、大字蓮瀉字二ツ山2725番1、2724番1、2723番7、2723番8より道路沿いに進み、2723番9を順次結んで囲んだ区域。</p> <p>○大字蓮瀉字五百間土居下4238番1より用水路沿いに進み、4220番2より用水路を横切り4219番、道路を横切り4541番、4544番、4533番1より用水路沿いに進み、4570番1、4573番より道路を横切り、4575番より農道沿いに進み、4579番より道路を横切り、4560番より農道沿いに進み、4557番3、4557番1より道路を横切り、4556番、4551番、4548番より用水路沿いに進み、4541番より道路を横切り、4219番より農道沿いに進み、4205番より用水路を横切り、4238番1を順次結んで囲んだ区域。</p>	<p>○大字蓮瀉字五百間土居下4222番1、4214番1</p>	

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

区域番号	用途区分	備考
A-1	<p>農業用施設用地：大字道賀新田字古堤1744番1、大字三賀384番、大字大夫723番1、723番4、大字三賀653番2、大字真野840番1、113番2、113番3、117番8、112番7、117番9、大字諏訪山木ノ株520番1、521番、522番、大字真野字島ノ内1979番、1991番、1992番、大字山倉山下364番2、大字真野字井戸島51番4、51番5、大字道賀新田字家の前1906番の一部、大字丸湯1177、大字道賀新田字井戸島1677番1の一部</p> <p>農地：上記で区分した以外の区域</p>	<p>○1906番の内124㎡ ○1677番1の内199㎡</p>
A-2	<p>農業用施設用地：大字二本松943番2、971番2、1052番4、大字諏訪山1465番1、2401番3、大字蓮潟字戸嶋136番1、136番2、大字蓮潟字龍門830番2、大字蓮野字正庵988番1の一部、大字二本松字正庵1058番の一部</p> <p>農地：上記で区分した以外の区域</p>	<p>○988番1の内175㎡ ○1058番の内198㎡</p>
A-3	<p>農業用施設用地：大字藤寄字杉谷内2470番3</p> <p>農地：上記で区分した以外の区域</p>	
A-4	<p>農業用施設用地：大字桃山1071番2 大字諏訪山字苔沼2012番6、2012番7 大字真野渡り下1774番1、1816番2、1816番4、1774番3、1774番5、1592番12</p> <p>農地：上記で区分した以外の区域</p>	

区域 番号	用途 区分	備考
A-5	<p>農業用施設用地：</p> <p>農地： 上記で区分した以外の区域</p>	
B-1	<p>農業用施設用地： 大字次第浜2428番、2429番、2429番1、2429番2、1373番の一部、3351番2</p> <p>農地： 上記で区分した以外の区域</p>	○1373番の内152m ² 、45m ² の合計197m ²
B-2	<p>農業用施設用地： 大字次第浜字長山3707番1、3697番1</p> <p>農地： 上記で区分した以外の区域</p>	